

特定処遇改善加算に関するQ&A（高知市）

用語については、以下の通り、ご理解ください。

「モデルケース」： aグループのうち、月額平均8万円以上 又は 賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の者

No.	件名	質問内容	回答内容
1	届出について	介護職員等特定処遇改善加算の届出は、従来の処遇改善加算の算定事業所も必要か。	【令和元年7月現在】 特定加算は、令和元年10月よりスタートするが、従来の処遇改善加算とは別途届出が必要である。 なお、厚生労働省より今後、届出書等の統合を考えている旨が公表されていることを申し添える。
2	算定について	合理的な説明ができる場合、aグループの中で1人以上、月額8万円の改善もしくは年額440万円の賃金見込みが満たせなくても、特定処遇改善加算の算定は可能か。	可能。 なお、設定に当たっては事業所ごとに労使でよく話し合って設定していただくようお願いしたい。
3	処遇改善の対象について	法人役員が管理者をしているが、今回の特定加算ではその他の職員として、加算を割り当てても問題ないか。	法人役員であっても、事業所職員としての勤務実態と、それに対する給与支払いがある者は、対象として可。 なお、当取り扱いは、各保険者毎に確認すること。
4	aグループの設定について	介護福祉士の資格を持った職員がいないため、勤続10年～20年のベテランの職員をaグループに該当する職員としてよいか。	不可。 aグループ「経験・技能のある職員」は介護福祉士の資格を有することが条件。
5	cグループの設定について	賃上げを行う職員範囲について、cグループにおいて例えば事務職員は対象外とする事は可能でしょうか。	abc、どのグループにおいても、グループ毎の平均改善額について遵守できていれば、分配しない職員の設定などメリハリをつけることは可能。 なお、cグループその他の職種の設定時は（介護保険最新情報vol719_Q&A（vol.1）問12参照）も参照すること。
6	計画について	特別養護老人ホームと、併設型の短期入所生活介護（ショート）はそれぞれ1事業所として考えるのか。同一事業所として1カウントでよいのか。	短期入所生活介護（ショート）のカウントは、 ①空床型及び併設型…本体サービスで設定しているため不要 ②単独型…1の事業所として取り扱う
7	法人単位での計画について	①法人内に2つ事業所があり、1の事業所でaグループ2名の改善（モデルケース）が可能な場合は、もう一方の事業所のaグループで改善が不可能でも、2つの事業所としての計画は可能か。 ②事業所の数に応じたモデルケースの設定は、事業所の数に応じた設定が必要とあるが、「事業所の数」とは事業所番号の数で良いか。 ③法人内に算定要件を満たしている事業所が複数ある場合、特定加算の計画に加えるかは自由に選択してよいか	①可能である。 ②事業所番号の数ではなく、サービス種類の数に応じた設定が必要である。（介護保険最新情報vol734_Q&A（vol.2）問12） 例：1つの事業所番号内に、通所介護と訪問介護がある場合、2名のモデルケースが必要 ③自由に選択可。
8	モデルケースについて	モデルケースを1人設定するとして、1年目、2年目と人を変えるとその人にとっては賃金が大幅に下がってしまうが、かまわないか。	モデルケースに誰を設定するかは事業所で決めていただいてもかまわない。 ただし、年度によって給与に大幅な増減を伴う場合、該当介護職員の生活に大きな影響を与えることを踏まえ、労使協議等を経て、十分に説明しておくこと。
9	モデルケースについて	年収440万円には残業代も含んでよいか？	【令和元年7月現在】 厚生労働省より、明確に考えが発出されていないため、現状は可。 ただし、残業代とは元々計画的に組み込むものではないため、「残業の有無により、年収440万円が達成できない（できなかった）」は理由にならないので留意すること。
10	モデルケースについて	「小規模事業所等で加算額全体が少額である場合」の理由で、 ①特定加算の見込額が少額であるため、月額平均8万円以上の賃金改善が行えない。 ②従来の処遇改善加算と特定加算を併せても、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の者が設定できない。 が示されているが、当理由をもって、合理的な説明は満たされるものと理解してよいか。 良い場合、①&②は同時に満たす必要があるか。	お示しの理由は合理的な理由と考えると差し支えない。また、2つ同時に満たす必要もない。 ：厚生労働省確認済み；

特定処遇改善加算に関するQ&A（高知市）

用語については、以下の通り、ご理解ください。

「モデルケース」： aグループのうち、月額平均8万円以上 又は 賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の者

No.	件名	質問内容	回答内容
11	モデルケースについて	「小規模事業所等で加算額全体が少額である場合」に該当する事業所が、法人単位での申請に含まれる場合、設定すべきモデルケースの人数は応じて除くことは可能か。	除くことが可能である。（介護保険最新情報vol719_Q&A（vol.1）問15参照）
12	モデルケースについて	「職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合」とは、 ①特定加算の見込額が少額であるため、月額平均8万円以上の賃金改善が行えない。 ②従来の処遇改善加算と特定加算を併せても、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の者が設定できない。 などの条件が機械的には行える状況下でも、総合的に判断すべきか。	1人のみの賃金を上げることが適切ではないと考えられる場合なども想定した要件なので、事業所毎の事情を踏まえて、総合的に判断されたい。 ：厚生労働省確認済み：